

第1号様式（第6条関係）

（表）

写真		第	号
		調布市路上等喫煙防止指導員証	
		氏名	
上記の者は、調布市受動喫煙防止条例第11条第1項に規定する 調布市路上等喫煙防止指導員であることを証する。			
		年	月
			日発行
		調布市長	
			印

（裏）

調布市受動喫煙防止条例（抜粋）

第8条 市民等は、禁止区域において喫煙をしてはならない。

第10条 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、喫煙の中止を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わなかった者に対し、喫煙の中止を命ずることができる。

第11条 市長は、前条の規定による指導及び命令を行うために必要があると認めたときは、調布市路上等喫煙防止指導員（以下「指導員」という。）を置くことができる。

2 略

第14条 第10条第2項の規定による命令に従わなかった者に対しては、2,000円の過料を科する。

調布市受動喫煙防止条例施行規則（抜粋）

第6条 条例第11条第1項に規定する調布市路上等喫煙防止指導員（以下「指導員」という。）が行う事務は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 受動喫煙の防止に当たり必要な啓発に関する事務
- (2) 条例第10条の規定による指導及び命令に関する事務
- (3) 過料の処分に係る事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する事務

2 指導員は、前項に規定する事務を行う場合は、調布市路上等喫煙防止指導員証（第1号様式）を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。